

令和8年5月7日

保護者様

京都市立宕陰小中学校
校長 明田 圭子

保存版

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

日頃、本校教育にご理解ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合あり）に「特別警報」又は「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、下記の措置を取ります。
 - ・深夜0時までに解除になった場合……5校時（1st 13:40 2nd 13:40）から始業、給食は中止
 - ・深夜0時現在、特別警報発令中の場合……臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
 - (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合……平常授業・給食あり
 - ・午前9時までに解除になった場合……3校時（1st 10:50 2nd 10:40）から始業、給食あり
 - ・午前11時までに解除になった場合……5校時（1st 13:40 2nd 13:40）から始業、給食は中止
 - ・午前11時現在、暴風警報発令中の場合……臨時休業
 - (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。
- 以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願い致します。

3 大雨警報、洪水警報について

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合や、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、電話等でお知らせいたします。（特に、全市的に避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合などを想定しています。）

*裏面の「地震に対する非常措置についてのお知らせ」もお知りおきください。

令和8年5月7日

保護者様

京都市立宕陰小中学校
校長 明田 圭子

保存版

地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前及び下校後に発生した場合

(1)京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※学校所在の宕陰学区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

※下校後、深夜0時までには発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。

(2)臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

(1)直ちに臨時休業とした上で、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。

(2)帰宅については、保護者への引き渡し帰宅とします。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。